

## Gポイントクラブ景品規定

Gポイントクラブでは、次に該当する商品、サービスをご契約いただいたお客さまに対し、本規定に定める景品を進呈します。

### 第1条 口座開設

#### 1. 対象となるお客さま

Dバンク支店Gポイントクラブの総合口座を開設したお客さま

#### 2. 景品とするポイント

景品としてお客さまに進呈するGポイント(以下「ポイント」といいます。)は、500ポイントとなります。

#### 3. 景品の進呈時期

原則として口座開設の翌月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になる場合があります。

### 第2条 Gポイント付きeビッグキャッシュ

#### 1. 対象となるお客さま

eビッグキャッシュをご利用のお客さま

#### 2. 景品とするポイント

1か月間のご利用平均残高(月末基準)に応じて進呈するポイントは、次のとおりとなります。ただし、返済日に引落しができなかった場合や、随時返済の場合にはポイント進呈の対象とはなりません。

| 1か月の平均利用残高   | 進呈ポイント  |
|--------------|---------|
| 10万円未満       | なし      |
| 10万円以上20万円未満 | 50ポイント  |
| 20万円以上30万円未満 | 100ポイント |
| 30万円以上40万円未満 | 150ポイント |
| 40万円以上50万円未満 | 200ポイント |
| 50万円以上60万円未満 | 250ポイント |

※以降、ご利用平均残高が10万円増えるごとに、50ポイントずつ増加し、最大2, 500ポイントとなります。

#### 3. 景品の進呈期間

Gポイント付きeビッグキャッシュのご利用期間中進呈します。

#### 4. 景品の進呈時期

原則としてご利用いただいた翌月にポイントを進呈します。ただし、通信機器などの障害及び諸事情等により変更になることがあります。

### 第3条 Gポイント付き自動貸越サービス

#### 1. 対象となるお客さま

自動貸越サービスをご利用のお客さま

#### 2. 景品とするポイント

景品としてお客さまに進呈するポイントは、毎月の約定返済(定例返済)額に応じて次のとおりとなります。ただし、返済日に引落しができなかった場合や、随時返済の場合にはポイント進呈の対象とはなりません。

| 前月10日現在のご利用残高 | ご返済額                               | 進呈ポイント |
|---------------|------------------------------------|--------|
| 1万円未満         | 前月10日現在のご利用残高＋<br>約定日前日までの利息・遅延損害金 | なし     |
| 1万円以上50万円以下   | 10,000円                            | 10ポイント |
| 50万円超100万円以下  | 20,000円                            | 20ポイント |
| 100万円超200万円以下 | 30,000円                            | 30ポイント |
| 200万円超300万円以下 | 40,000円                            | 40ポイント |
| 300万円超400万円以下 | 50,000円                            | 50ポイント |
| 400万円超500万円以下 | 60,000円                            | 60ポイント |

#### 3. 景品の進呈期間

自動貸越サービスのご利用期間中進呈します。

#### 4. 景品の進呈時期

原則として、毎月の約定返済分の引落しを実施した月にポイントを進呈します。ただし、通信機器などの障害及び諸事情等により変更になる場合があります。

### 第4条 Gポイント付き住宅ローン

(Gポイント付きダイレクトホームローン・Gポイント付きダイレクトスーパーホームローン)

#### 1. 対象となるお客さま

Gポイント付き住宅ローン(Gポイント付きダイレクトホームローン・Gポイント付きダイレクトスーパーホームローン)をご契約のお客さま

## 2. 景品とするポイント

景品としてお客さまに進呈するポイントは、年1回、毎年12月末時点のGポイント付きダイレクトホームローン・Gポイント付きダイレクトスーパーホームローンの借入金額合計残高に応じて次のとおりとなります。ただし、毎年の当社の定める基準日時点で延滞中のお客さまへの景品進呈は行いません。

| 基準日の借入金残高          | 進呈ポイント     |
|--------------------|------------|
| 1,000万円以上2,000万円未満 | 8,000ポイント  |
| 2,000万円以上3,000万円見満 | 16,000ポイント |
| 3,000万円以上4,000万円未満 | 24,000ポイント |
| 4,000万円以上5,000万円未満 | 32,000ポイント |
| 5,000万円以上          | 40,000ポイント |

## 3. 景品の進呈期間

Gポイント付きダイレクトホームローン・Gポイント付きダイレクトスーパーホームローンのお借入期間又は10年間のいずれか短い期間とします。

## 4. 景品の進呈時期

原則として毎年1月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になる場合があります。

## 第5条 Gポイント付きスーパーアセットプラン(有担保フリーローン)

### 1. 対象となるお客さま

Gポイント付きスーパーアセットプラン(有担保フリーローン)をご契約のお客さま

### 2. 景品とするポイント

景品としてお客さまに進呈するポイントは、年1回、毎年12月末時点のGポイント付きスーパーアセットプラン(有担保フリーローン)の借入金額合計残高に応じて次のとおりとなります。ただし、毎年の当社の定める基準日時点で延滞中のお客さまへの景品進呈は行いません。

| 基準日の借入金残高          | 進呈ポイント     |
|--------------------|------------|
| 300万円以上 600万円未満    | 6,000ポイント  |
| 600万円以上 900万円未満    | 12,000ポイント |
| 900万円以上1,200万円未満   | 18,000ポイント |
| 1,200万円以上1,500万円未満 | 24,000ポイント |
| 1,500万円以上1,800万円未満 | 30,000ポイント |
| 1,800万円以上2,100万円未満 | 36,000ポイント |
| 2,100万円以上2,400万円未満 | 42,000ポイント |

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 2,400万円以上2,700万円未満 | 48,000ポイント |
| 2,700万円以上3,000万円未満 | 54,000ポイント |
| 3,000万円以上          | 60,000ポイント |

### 3. 景品の進呈期間

Gポイント付きスーパーアセットプラン(有担保フリーローン)のお借入期間又は10年間のいずれか短い期間とします。

### 4. 景品の進呈時期

原則として毎年1月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になる場合があります。

## 第6条 スルガVisaデビットカード

### 1. 対象となるお客さま

景品を進呈する時点でスルガVisaデビットカード会員であるお客さま

### 2. キャッシュバック金額

景品としてお客さまにキャッシュバックする金額は、年1回、毎年1月1日から12月31日までの、スルガVisaデビットカードのご利用金額(国内・海外ショッピングのご利用金額・海外ATMでの現地通貨お引出しサービス利用分を含みます。)に応じて、次のとおりとなります。

前年のご利用金額×0.2%

ただし、算出の結果生じた1円未満は切捨てとなります。

### 3. 景品の進呈時期

原則として翌年1月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になる場合があります。

## 第7条 Gポイント(スペシャルギフト)付き定期預金

### 1. 対象となるお客さま

Gポイント(スペシャルギフト)付き定期預金(以下「スペシャルギフト付き定期預金」といいます。)をご契約いただき、次項に定める抽せんの結果、当せんされたお客さま

### 2. 抽せん方法

(1)当社は、スペシャルギフト付き定期預金の預入金額10万円ごとに1口の抽せん番号を付し、お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書若しくはインターネット上の当社が指定する箇所にその番号を記載します。なお、1回の預入金額が10万

円未満の場合には、抽せん番号は付しません。

- (2) 当社は、毎月、前月末日時点で有効な抽せん番号を対象に抽せんを行います。
- (3) スペシャルギフト付き定期預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続し、毎月抽せんの対象となります。ただし、当せんされたお客さまにつきましては、当せんされた翌月からお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に抽せんから除外され、当せんから1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象となります。
- (4) 抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行います。
- (5) 当せん番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。

### 3. 景品

- (1) 抽せんによりお客さまに進呈する景品は、1等景品及び2等景品とします。景品の詳細はインターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。
- (2) 1等景品、2等景品についてそれぞれ複数の種類の景品が用意されている場合、当せんされたお客さまは、1等又は2等景品の中から任意の景品を選択できます。
- (3) 景品の選択にあたっては、当社所定の方法により、お客さまに選択の意思表示をしていただきます。万一、お客さまから当社が指定する期日までに選択の意思表示がなかった場合には、お客さまに通知することなく、当社が任意の景品を選択します。

### 4. 景品の送付先

当せんされたお客さまに当社が景品を郵送する場合は、当せんされたお客さまの当社への届出住所に郵送します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、及び景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到達しなかった、又は遅達した場合には、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。

## 第8条 Gポイント付き口座振替サービス

### 1. 対象となるお客さまと景品とするポイント

#### (1) 給与振込契約

毎月、当社が給与と認識できる10万円以上の入金があったお客さまに対し、1件につき50ポイントを進呈します。

#### (2) 口座振替契約

毎月、ポイント付与の対象となる口座振替があったお客さまに対し、口座振替1～5件につ

いては1件あたり5ポイントを、6件～10件については1件あたり10ポイントを進呈します。ただし、1件あたり150円未満の口座振替については、ポイントプレゼントの対象外となります。

## 2. 景品の進呈時期

原則として、入金又は口座振替の引落日の翌月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

## 第9条 ポイントの進呈方法

お客さまより申告いただいたGポイント会員番号(以下、「会員番号」といいます。)をもとに、当社がジー・プラン株式会社(以下「ジー・プラン」といいます。)に対してポイントプログラムに加算することを依頼することにより進呈します。ただし、当社又はジー・プランが景品進呈を不適切だと判断した場合は、この限りではありません。

## 第10条 景品の確認

### 1. ポイント進呈について

ポイントの進呈にあたっては、厳正な管理及び記録をしています。進呈されたポイントは、必ず進呈直後にお客さまご自身で確認をしてください。

万一、ポイントの内容が相違していると思われる場合には、ポイント進呈の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社におけるポイント進呈の記録と照合し、対応させていただきます。なお、ポイント進呈後11日目以降は進呈の記録との照合及び対応は行いません。

また、ポイント進呈時点でGポイントクラブの口座を解約されている場合にはポイント進呈の対象とはなりません。

### 2. スペシャルギフトについて

景品の発送にあたっては、厳正な管理及び登録をしています。送付された景品は、必ず到達直後ただちにお客さまご自身で確認をしてください。万一、景品の内容が相違していると思われる場合には、景品到達の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、景品到達後11日目以降は発送の記録との照合及び対応は行いません。

また、景品が配達された際にお客さまが不在であったため、景品の到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め10日以内に行ってください。

#### 第11条 景品の変更

景品は、その価格変動若しくは経済情勢の変化等により進呈の中止又は景品の変更をする場合があります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。

#### 第12条 商品の取扱い中止・変更について

Gポイントクラブの取扱いサービス・商品は、経済情勢の変化等により、取扱いの中止若しくは変更を行うことがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。

#### 第13条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。本規定と当社諸規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。

#### 第14条 規定の変更について

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令に基づき、当社は変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第15条 休眠預金に関する取扱い

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等に該当することとなり、お客さまの当社に対する預金債権が消滅した場合には、景品を付与しません。

#### 第16条 免責事項

次の各号の事由により景品の進呈、進呈時期の変更等があっても、これにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害、事変等その他不可抗力と認められる事由が生じた場合。
- (2) 通信機器、通信回線又はコンピューター等に障害が生じた場合。

以上

(2025年4月1日現在)